

かがわ教育ビジョン(加古川市教育振興基本計画)の総括について

1 地域総がかりの教育

①学校園・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる

具体的な方針	成果	課題	今後の方向性
◇ 地域ぐるみで学校園を支援する活動の推進	地域の方々の協力を得ることで、地域と学校園が連携した取組も充実し、成果をあげている。	学校園の活動を充実させるうえでは、更なる地域の方々の協力が必要である。	「学校園支援ボランティアの推進」、「地域コーディネーターの養成」に重点を置き、今後も継続して取り組む。
◇ 家庭・地域と一体となった学校園の活性化	中学校区連携「ユニット12」を活用した特色ある取組が定着し、学校園の活性化につながっている。	他ユニットの取組を全市的に広げ、さらに充実させていくため、加古川教育フォーラム開催を継続する必要がある。	これまでの取組に加え、公民館や地域との連携を図っていく。
◇ 有害環境から子どもたちを守るための取組の推進	「情報モラル教室」、「サイバー犯罪防犯教室」などの研修会を実施することにより、ケータイ・スマホによるネットトラブルなどの防止に関する情報モラル教育の推進を図った。	日々進化している情報通信技術に対応するため、情報モラルに対する正しい知識の習得が求められており、学校、家庭、地域ならびに関係機関が一体となり、さらに取り組んでいく必要がある。	今後もケータイ・スマホ所持の危険性について、さらなる情報発信が重要であり、家庭や地域への啓発に主眼をおき、関係各課と連携しながら情報モラル教育に取り組む。
◇ 放課後の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり	児童クラブについては、量の確保及び質の改善に向け、クラブ数の増設や高学年の受入れ等を進めている。また、チャレンジクラブの運営により、地域の方々との交流等を通して放課後の子どもの居場所確保につながっている。	児童クラブにおいては、利用希望に応じた施設整備や従事職員の処遇改善が求められている。チャレンジクラブは、活動場所及びボランティアの人員確保が課題であるとともに、今後5か年の事業計画が未整備である。	放課後の子どもたちの体験・交流場所等の確保を図るため、「加古川市子ども・子育て支援事業計画」に基づいた児童クラブの整備に努めるとともに、チャレンジクラブの計画的な整備を推進する事業計画を策定し、一体的または連携した取組を推進する。
◇ 地域ぐるみで子どもたちを育む教育の推進	PTCA活動や地域子育て創生事業に加え、少年補導委員の活動や青少年団体の開催する研修会・イベント等を通して、地域ぐるみで子どもたちを育む教育の推進を図った。	希薄になりつつある地域のつながりを深めることや、地区を越えた広域での育成活動・情報共有が求められている。	青少年団体等の活動を活性化させるなど、地域総がかりで子どもたちを育む活動の充実を進める。

②家庭の教育力の向上を図る

具体的な方針	成果	課題	今後の方向性
◇ 家庭や地域の教育力の向上に向けた取組の推進	家庭教育大学の開設や社会教育推進員の設置、また図書館における児童サービス関係講座の開催により、家庭や地域の教育力の向上及び地域の絆づくりの推進を図った。	家庭教育大学、家庭教育セミナーとともに、参加者が少なく固定化している。	家庭の教育力の向上に向けた各種取組については、より効果的・効率的な事業となるよう見直しを図るとともに、引き続き、社会教育推進委員等の活動を通じて、地域の教育力の向上に努める。
◇ 親として成長する学びの推進	「家庭学習の手引き」等を活用し、保護者への啓発を効果的に実施するとともに、子育て講座、子育て大学の実施により保護者の支援を充実させた。	配布資料の内容が現状の課題をふまえたものになっていない部分がある。	地域での子育て力の低下が懸念される中、こども部と連携を図り、子育てプラザを中心とした各種講座を継続して実施することにより、「親育ち」の支援に努めていく。配布資料の内容改訂について、検討委員会を設置して取り組む。
◇ 要支援家庭への支援体制の強化	全ての虐待通告に対して児童の安否確認や情報収集を実施するなど、加古川市要保護児童対策地域協議会を中心に、要支援家庭への適切な支援を図った。	相談内容が複雑化、重症化に伴い、相談員のスキルアップが求められている。	子どもにとって安心・安全で健やかに生活ができる環境を目指すため、関係機関との連携の強化を図りつつ、今後も継続して支援体制を構築する。

2 「生きる力」の育成

③幼児期における就学前教育を推進する

具体的な方針	成果	課題	今後の方向性
◇ 幼児教育を受ける機会の提供の推進	教育の供給確保の一環として、市立幼稚園での2年保育の利用定員拡充を図った。	市立幼稚園での2年保育については、完全な待機児童解消には至っていない。	子ども・子育て支援制度の趣旨をふまえ、保育・教育の供給確保に努めるとともに、望ましい就学前教育のあり方を検討していく。
◇ 幼児教育全体の質の向上	創意工夫した研修の実施や、「5つの歌、5つの本、3つの遊び」の指導を通じて、幼児教育の質の向上を図った。	就学前教育カリキュラムの見直しや、年齢にあった「5つの歌、5つの本、3つの遊び」の充実に向け工夫する必要がある。	就学前カリキュラムの見直しを図り、市内全園で共有するとともに、4歳児向けの「5つの歌、5つの本、3つの遊び」を広げていく必要がある。
◇ 保育園(所)・幼稚園等を活用した子育て支援の充実	「すこやか子育て相談」が保護者の不安解消や虐待抑止につながったことや、「一時預かり保育」により兄弟の学校行事への参加が可能になった保護者が増えるなど、子育て支援の取組は成果をあげている。	相談への対応手順の整理や担当職員の人員不足、預かり保育の利用範囲の拡大等、様々な課題を抱えている。	延長保育、一時保育など、需要は増加し、保育園(所)・幼稚園等に対する期待、果たす役割は大きくなっていくことから、今後も「保育園(所)・幼稚園等を活用した子育て支援の充実」を具体的な方針に掲げ、事業の継続・拡充の検討を行っていく必要がある。
◇ 望ましい就学前教育施設のあり方の検討	幼保人事交流促進のための「幼稚園・保育園交流体験研修」実施や、快適な保育環境を整備するための幼稚園遊戯室へのエアコン設置など、幼稚園・保育園で均一で質の高い就学前教育を実施した。	園舎老朽化、人材不足の問題、制度面の問題などが発生し、早急な対応が求められている。	幼稚園・保育園の垣根を越えた積極的な人事交流を進めることによって、より質の高い就学前教育を提供することができる。また、遊戯室へのエアコン設置完了後は大規模な改修を視野に入れた老朽化対策を検討していく。

④「確かな学力」を培う

具体的な方針	成果	課題	今後の方向性
◇ 新学習指導要領の趣旨に沿った取組の推進	学習指導要領の趣旨に基づいた研究開発が実施され、その成果を研究会等を通じて市内全体へ広げている。	今後も校種間の連携を図りながら、研究開発を進めていく必要がある。	学習指導要領の趣旨に沿った取組は重要であり、継続していくことが必要である。
◇ 学力向上に向けた取組の充実	「ことばの力育成プログラム」や「加古川CAN-DOプラン」に基づき、系統的な学習を推進しており、学力向上に向けて取り組んでいる。ALTの配置拡充に伴い、英語でのコミュニケーション能力向上を図った。	各学校園での取組を、校種間の連携につないでいくために、今後も推進していく必要がある。	中学校区連携「ユニット12」における学力向上に関するタテの連携を加える方向で検討する。
◇ 子どもの学力習得状況を把握した指導改善の取組の推進	平成24年度から毎年実施されている全国学力・学習状況調査から本市児童生徒の学習状況を把握・分析し、改善を図っている。「ことばの力」育成のために、研究会や授業改善に向けた取組、プログラム開発、「ことばの力」配達人講師派遣などを実施し、各校において十分な効果を得ている。	「ことばの力」に関する取組は、学力向上に向けた取組と大きく関連しており、方針については、精査する必要がある。	今後も、児童生徒の学習・学力状況を把握・分析するとともに、各学校への改善に向けた取組の支援や優れた取組の普及を図る。また、今後もPDCAサイクルによる検証を継続して行う。
◇ 読書活動の推進	学校図書館の環境整備や読書タイムの推進などにより、児童生徒の読書機会の増加が見られる。また、「加古川市子どもの読書活動推進計画実施計画」に基づき、図書館、学校園、関係各所と連携を図ることで、一定の効果を生んでいる。	年齢が上がるにしたがって方針の達成が難しく、今後は子どもへの発達段階に応じた取組や大人への働きかけも必要である。	子どもたちの発達段階に応じた読書活動は、学習習慣の土台にもなるため、学校園における継続した読書活動の推進とともに、家庭を含めた市民全体へ啓発や情報発信を行う。

⑤豊かな心を育てる

具体的な方針	成果	課題	今後の方向性
◇ 道徳教育の推進	各学校において、校種間交流活動と関連づけた道徳教育や副読本を活用した道徳の時間等、充実している。また、教員向け研修講座において、多数の受講者があり、道徳教育への関心度も高い。	学習指導要領改訂に伴い、教科化される道徳の時間の趣旨、評価のあり方を検討していくことが必要である。	道徳教育は大きな変革期であり、教科化の理解と実践は重要である。また、いじめ問題などの社会問題への対応や、子どもたちの豊かな情操や規範意識などを育むためにも、今後も道徳教育の重要度は高くなる。
◇ 人権教育の推進	「加古川市職員人権教育推進指針」に基づき、同和問題をはじめ様々な人権課題に応じた研修会を開催した。全ての人の人権が尊重されるような人権文化の確立を目指した取組や、各校における全体計画・年間指導計画の見直しなどを図ることで、子どもたちの発達段階に応じた指導が行われるような取組を推進することができた。	従来からの人権課題に加え、新たな人権課題にも対応できるよう研修等のさらなる充実を図る必要がある。	今後も、人権尊重の理念に基づき、共に生きる社会づくりを推進することは不可欠である。中学校区連携ユニット12で実施している保幼小中合同人権教育研修やカリキュラム連携（小小連携、小中連携）なども、具体的に推進していく必要がある。
◇ 環境教育の推進	子どもたちが身近な環境から地球規模の問題にまで幅広く関心を持ち、自然への感謝の心や畏敬の念を育めるように、自然とふれあう活動を実施した。	さらに、充実した内容となるよう、取組を推進する必要がある。	地域人材等を活用した体験活動に関連付けて環境教育を充実させるとともに、企業やNPO等の教育貢献活動を活用した環境教育を推進していく。
◇ 伝統・文化等に関する教育の推進	連合音楽会や作品展等により表現や創造の喜びを学ばせたり、将棋教室や文化遺産等を通じて伝統文化の体験機会を確保するなど、一定の成果をあげている。	将棋関連事業では、参加者が減少傾向にあり、事業のあり方について再検討する必要がある。	「伝統・文化に関する教育の推進」は、学習指導要領にも示されており、今後も充実させる必要がある。
◇ 体験活動の充実	学校支援ボランティア等の地域人材を活用した取組により、各校園の特色に応じた体験活動の充実を図った。	子どもたちの体験活動は少なくなってきたり、実体験を伴う活動は、ますます重要である。	地域人材を生かした取組を推進するとともに、子どもたちの発達段階に応じて、系統的な体験活動の充実が必要である。
◇ キャリア教育の推進	実践的な職場体験活動である「トライやる・ウィーク」は生徒の満足度も高く、充実している。	全教科・領域における「キャリア教育」の推進が求められており、今後は、さらに重要度が増していく。	キャリア教育を「総合的な学習の時間」や社会体験活動で実施するものと限定せず、「教育活動全般におけるキャリア教育」ととらえ、推進していく。
◇ 福祉教育の推進	各学校において、体験活動を取り入れた福祉教育に取り組んでおり、実感を伴った学習の成果が表れている。	体験的な福祉学習の重要性は高く、さらなる充実が必要である。	子どもたちの発達段階に応じた体験的な活動とともに系統的な福祉学習を推進し、充実を図っていく。
◎◇ 防災教育の充実	東日本大震災後、被災地との交流活動を継続している学校は多い。また、兵庫県防災教育副読本等を活用したり、防災訓練等を実施し災害から自らの生命を守るため主体的に行動する力を育成するなど、各学校において充実した取組が見られる。	各学校において防災教育に取り組んでいるが、現行のかこがわ教育ビジョンに本方針が明記されていない。	現行のかこがわ教育ビジョン策定後に発生した東日本大震災や阪神・淡路大震災20年を踏まえ、自然災害から自らの生命を守るための取組は必要不可欠な方針である。
◎◇ 「心の健康教育」プログラムの推進	兵庫教育大学と連携した「心の健康教育」プログラムの実施により、子どものストレス緩和等を図っている。	喫緊の課題であるが、大学との連携事業であるため調整が必要である。	「心の健康教育」プログラムの推進は、具体的な方針として追加すべきだと考えるが、項目として体系的な整理が必要である。

⑥「健やかな体」を養う

具体的な方針	成果	課題	今後の方向性
◇ 学校における体育及び運動部活動の推進	中学校部活動への外部技術指導者等派遣により、充実感を感じている生徒の割合が多く、大きな成果をあげている。	中学校の要望に応えるための予算措置や、小規模小学校の、陸上記録大会への参加が課題となっている。	本方針については、大きな成果をあげているが、全国体力・運動能力等調査結果の分析を活用した体力・運動能力の向上と整合性を図るなどし、「健やかな体」づくりを推進していく。
◇ 全国体力・運動能力等調査結果の分析を活用した体力・運動能力の向上	全国体力・運動能力等調査は、全国や県との比較・分析を行い検証したうえで、体育授業や学校行事などで体力向上を図る取組を行っている。また、「かがわウェルネス手帳」の活用により、児童生徒自らが運動習慣や生活習慣を振り返る一助となっている。	各校において「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を活用した取組は進めているが、学校教育だけで体力・運動能力の向上が図られるものではなく、家庭・地域と連携した取組を推進する必要がある。	「知」「徳」「体」バランスのとれた子どもを育成するうえで、今後も必要不可欠な方針であり、全国体力・運動能力等調査を活用した体力・運動能力の向上や、児童生徒自らが、主体的に自分自身の体力や健康を意識できる「かがわウェルネス手帳」の活用を推進していく。
◇ 遊びや運動を通した子どもの居場所の創出	児童館が主催する各種事業では多くの参加者があり、遊びや運動の要素を取り入れながら、親子の居場所としての役割を果たしている。チャレンジクラブ（放課後子ども教室）では、様々なスポーツを実施し、子どもたちのスポーツ体験の推進を図った。	利用者ニーズを把握し、改善していくことが必要である。	遊びや運動の要素を取り入れながら、健やかな身体づくりを行うことは子どもの成長過程において必要である。今後は、安全・安心な子どもの居場所づくりのさらなる充実に向け、環境及び体制の整備を図る。
◇ 食育の推進	子どもたちの望ましい生活習慣や食習慣の定着を図るための各学校園での取組も充実してきている。	地産地消を含めた食育の推進が課題である。また、中学校給食に向けては、調理施設などのハード面、学校現場の対応などのソフト面とも多くの課題があり、調整が必要である。	食育の推進は、中学校給食実施も含め、今後も重要な方針の一つであり、継続して取り組む。
◇ 健康教育の推進	全中学校で「薬物乱用防止教室」を開催し、子どもたちに薬物乱用の危険性について学ばせるなど、各学校での取組が充実してきている。	学習指導要領にも示されており、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって取り組んでいく必要がある。	今後も、「健康教育の推進」という方針に位置づけた事業は必要不可欠であり、該当事業などについて精査する必要がある。

⑦高等学校等と連携して、適切な進路選択と継続した指導の充実を図る

具体的な方針	成果	課題	今後の方向性
◇ 高等学校等との円滑な連携の推進	学区広域化に連動して、中学校と高等学校の進路に関する連絡協議会が充実してきている。	高等学校入試に関する情報以外にも、日常的に中高の情報共有を推進していくことが大切である。	学区再編された高校入試については、今後も継続的な検証を行うことが必要である。

⑧特別な支援や配慮を要する子どもへの教育を推進する

具体的な方針	成果	課題	今後の方向性
◇ 特別支援教育の推進	障がいのある子どもたちの自立や社会参加に必要な力を培うため、加古川養護学校において、肢体不自由児の一貫した教育を実施している他、スクールアシスタントや補助指導員を配置し、特別な支援が必要な子どもたちの教育的ニーズに応じたきめ細かな支援に取り組んでいる。	「障害者差別解消法」施行に伴い、障がいのある子どもたちの多様な教育的ニーズに対し、組織的、計画的、継続的な支援体制を発展、充実させていくことが必要である。	今後も、子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた一層のきめ細かな支援を図るための、教育環境の整備、障がいについての理解、教職員の資質向上を図ることは必要不可欠と考える。
◇ 障がいのある子どもたちへの支援体制の充実	全学校園に特別支援教育コーディネーターを任命し、発達障害を含む障がいのある子どもたちに対する相談が適宜行えるよう充実を図っている。また、関係団体との連携や、公民館単位での活動などで、心身障がい児(者)の教育並びに福祉の向上に寄与することができた。	多様な教育的ニーズを必要とする子どもたちの増加に伴い、人的な支援増員を検討することが必要である。	現状と課題を踏まえ、学校教育において、一人一人の教育的ニーズにより一層のきめ細かな支援を図るため、人的配置を含めた教育環境を整備するとともに、相談体制の充実、関係機関等の連携が不可欠であると考えられる。
◇ 不登校の子どもたちの教育機会についての支援の充実	不登校の子どもたちに対して、適応指導教室・自立支援教室や小集団体験活動「アタック・ゴー」を通して支援してきた。またメンタルサポーターの研修をより実践的な内容にして、資質向上を図り、不登校生徒に接する際のスキル向上に努めた。	個別の支援計画をより綿密に立て、教職員が目標を持って子どもたちに関わるような支援体制を構築する必要がある。	今後、不登校対策推進委員会をさらに充実させ、各学校において不登校対策への組織マネジメントができるよう指導、支援していく方向である。
◇ いじめ、暴力行為、少年非行等に対する取組の推進	学校生活に関するアンケート「アセス」を年間2回実施し分析することにより、いじめ件数及び不登校数の減少につながった。また、相談体制を充実させることで緊急性を要するいじめ問題等に迅速に対応できた。	各学校で実施する「アセス」や「いじめ相談シート調査」を効果的に活用できるような支援体制が必要である。	今後、いじめや不登校、問題行動等の一次支援をさらに推進するためのミドルリーダーを育成していく。また、家庭や地域に対して青少年の健全育成・非行防止についての啓発活動を推進する。
◇ 外国人児童・生徒等及び帰国子女への教育支援	「外国人幼児児童生徒に関する指導指針」に基づき、外国人の子どもたちが自己実現を図ることができるように取り組んできた。また、県の子ども多文化共生サポーターの活用と国際交流協会との連携を図り、多文化共生サポーターやボランティアを配置し、児童生徒の学力保障の支援を行った。	子ども多文化共生サポーター派遣事業における派遣要項等の見直しにより、在留期間が長くなった生徒への多文化共生サポーターの派遣が難しくなっている。	今後も必要不可欠な指針であり、「人権教育の推進」の方針と関連させて、考えていく必要がある。
◇ アレルギー等のある子どもたちへの支援の充実	食物アレルギー等対応マニュアルに基づいた対応を実施している。また、学校給食を実施している全30校において、アレルギー対応除去食を提供しており支援の充実を図っている。	今後、アレルギー等のある子どもは増えることが予想され、充実が求められている。また、アレルギー対応について、学校や教諭ごとに理解度や取組に差がある。	職員の研修等の充実を図り、学校全体でアレルギー対応について理解を深める。

3 信頼される教育の環境

⑨ 学校園の組織的な運営体制を確立する

具体的な方針	成果	課題	今後の方向性
◇ 学校園評価を活用した学校園運営の改善	学校園評価、評議員制度、どちらも定着しており、学校園の運営に成果をあげている。	学校園評価を、より効果的に学校園の運営改善につなげていくことが今後の課題である。	学校園評価における運営改善を指標とし、引き続き取り組んでいく。
◇ 学校園の組織的な運営体制の改善	全小中養護学校に主幹教諭を配置し、組織的な学校運営の実現に向けた取組を推進している。	教頭候補の年齢要件よりも主幹教諭の年齢要件が高いこともあり、登用を希望する教員が少ない。	引き続き主幹教諭の配置は必要不可欠であり、今後は、主幹教諭の複数配置の実現、女性の積極的な登用について検討していく。

⑩ 教員の資質の向上を図る

具体的な方針	成果	課題	今後の方向性
◇ 実践的な教職員研修等の推進	教職員の指導力の向上と若手教員の育成を重点に置き、実践的なものや学校教育に求められる喫緊の課題解決につながる内容の研修を実施し、多くの研修会で高い評価を得られている。	ベテラン教員の大量退職に伴い、若手教員の育成が求められている。また、希望者対象の研修において、受講していない教職員に還元されているかを把握することが困難である。	特別の教科道徳の実施、外国語活動の充実等の教育課程、教育実践の研修等、市の研修体系の見直しを図りながら教職員のニーズに合った研修を充実させる必要がある。
◇ 教員免許更新制の円滑な実施	校長会、教頭会を通じて免許更新制度の周知を行っている。また、教員免状管理簿の定期的な点検等により、年度毎の未申請率0%を達成している。	生年月日により受講対象が決められている。現時点で約半数の教職員が未受講である。	関係法令に基づき、継続して取り組むことが必要である。
◇ 指導力の向上を要する教員へのフォローアップの充実	校長会を通じて、フォローアップシステムの周知を図っている。また、兵庫県教育委員会との連携により、訪問指導も実施している。	児童・生徒に対する教科指導、生徒指導等に係る指導力の向上に努めていくことが必要である。	引き続き、指導力向上を要する教員のフォローアップの充実させることは必要不可欠であると考ええる。

⑪ 一人一人の子どもに教職員が向き合う環境をつくる

具体的な方針	成果	課題	今後の方向性
◇ 教職員が一人一人の子どもに向き合う環境づくり	外部人材の活用や校務用PCの整備(1人1台)等により、教職員が一人一人の子どもと向き合う環境づくりは進んでいる。	部活動支援に限定するのではなく、幅広い分野において外部人材の活用をする必要がある。また校務用PCの整備は完了したものの、一部旧式のPCが残っている。	学校園支援ボランティアの活用に取り組んでいくことが必要である。また、校務の効率化に向けOA環境のさらなる整備が必要不可欠である。
◇ 教職員のメンタルヘルスの充実	兵庫県教委のメンタルヘルスアドバイザーとの連携協力により、支援が必要な教職員が在籍する学校に個別訪問し、説明を行っている。	法改正により、ストレスチェックの実施が義務化されたが、本来、産業医がストレスチェックを行い、適切な事後措置や職場環境の改善に繋げる助言を行うことが望ましい。	引き続き教職員のメンタルヘルスの充実を図ることは必要不可欠であると考ええる。今後は、教職員の復職等を支援するメンタルヘルスアドバイザーの配置を検討する。
◇ 勤務時間の適正化に向けた取組の推進	「ノ一部活動デー」「ノー会議デー」「定時退勤日」について、完全実施を推進している。やむなく時間外勤務を行った場合も、勤務時間の割振変更が適切に取得できるよう取り組んでいる。	校務のIT化が遅れているため、効率率が非常に悪く、勤務時間の適正化が十分に図られていない。校務処理ソフトの導入等、早急に対応していかなければならない。	引き続き、勤務時間の適正化に向けた取組の推進を図ることは必要不可欠であると考ええる。今後は校務用PCの環境整備と校務処理ソフトの導入検討が必要である。

⑫安全、安心で、質の高い教育を支える環境を整備する

具体的な方針	成果	課題	今後の方向性
◇ 教育施設の耐震化などの施設環境の整備	平成26年度末に校舎の耐震化率100%を達成した。また、校門遠隔施錠解錠システムのメンテナンスなど安全対策に努めた。中学校給食の実施に向けては「中学校給食懇話会」での意見聴取により、実施に向けての課題が明らかになった。	校舎等の老朽化がすすんでおり対応が求められている。なお、中学校給食については調理施設や配膳室の設置など多くの課題があり、調整が必要である。	老朽化により対応が急がれる校舎について、15年計画で内部設備やトイレを中心とした改修を行う予定である。また、中学校給食の実施に向けて実施方式を決定し、必要な施設を整備し、学校現場と意見調整を行う。
◇ 学校図書館の整備の推進	平成23年度に図書データベース化が完了している。学校図書館図書標準による整備率についても、この5年間で小学校・中学校ともに5ポイント以上の上昇を達成した。	図書購入の優先度が、比較的低いため、整備率の増につながりにくい状況にある。	引き続き、管理職、図書館教育担当者が中心となり、学校図書館の整備の推進を図る。
◇ 教材・教具の整備の推進	学習指導要領の趣旨や関連法令に基づき、二市二町の加印採択地区における教科用図書採択を実施することができた。また、学習指導要領に沿った教材等の整備に努めた。	常に、関連法令の改正趣旨を把握し、公平公正な教科用図書採択を進めていく必要がある。また、教材等の老朽化も進んでおり、効果的に順次更新を進める必要がある。	今後も、子どもたちにとって学びやすく、教師にとって教えやすい教科用図書の採択に努める。また、適切な備品管理に努め、学習指導要領に沿った教材教具等の購入を進めることにより、学校教育の充実を図る。
◇ 学校園のICT環境の整備・充実	各学校にPC、電子黒板、電子黒板機能付きプロジェクタ、書画カメラを設置するなど、ICT環境の整備が図られている。また学校園HPの再構築も完了している。	ICT機器・教材が不足するなど、近隣市町に比べ整備が遅れているのが現状である。	文部科学省の「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」に基づいた環境整備が必要である。
◇ 教育に関する研究成果等の蓄積・活用	毎年約20名の研究員が年間を通して授業実践を中心とした研究活動を行い、その成果を発表し、紀要にまとめている。	研究に要する時間の関係で、個人研究が主となっており、校内研究との差異が出にくい。	教育研究所連盟の部会等へ参加することにより、積極的に他市町の先進的な取組の情報収集に努め、教育に関する研究調査を推進していく。
◇ 地域ボランティア等との連携による学校園内外の安全確保	学校園支援ボランティアによる安全立ち番や、「子どもを守る110番の家」及び交通安全指導員の設置等により、学校園生活や登下校時の安全を確保している。	平成26年11月に実施された公開事業評価で交通安全指導員事業が「不要・凍結」という評価結果となり、本事業のあり方について、見直しをせまられた。	これまでの取組をさらに強化するとともに、交通安全指導員については、現状把握のうえ、ボランティアとの連携を図ること等により、総合的な交通安全の見守り事業として再構築していく。

⑬教育委員会の機能の充実を図る

具体的な方針	成果	課題	今後の方向性
◇ 教育委員会の責任体制の明確化	地域住民への説明責任を果たすため、教育委員会会議録の迅速な公表を行っている。	総合教育会議や大綱を通じた首長との連携強化や、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置など、新教育委員会制度への移行に伴い、責任体制が大きく変わりつつある。	新教育長の権限が強化されることから、会議録の迅速な公表を含め、教育委員会の透明性をより一層確保していく必要がある。
◇ 教育委員会の点検及び評価の実施	教育委員会での施策を見直す良い機会となっている。	事務事業評価等の類似事務との整理(効率的な評価方法のあり方等)や、学識経験者の意見の活用方法(次年度の施策にどのように反映させるか等)について、検討する必要がある。	教育委員会の点検・評価は、法律上規定されているものであるため、今後も継続して実施する必要があるが、類似事務との整理や学識経験者の意見の有効活用方法等を検討しながら、効率的かつ効果的な事務遂行に努める。

4 学びが生かせるまちづくり

⑭生涯学習の機会の提供と学習成果を社会で生かせるまちづくりを進めます

具体的な方針	成果	課題	今後の方向性
◇ 図書館等を活用した住民の学習活動の推進	図書館を知識と情報の地域における拠点施設とし、計画的な資料収集と提供に努めている。また、少年自然の家や野外活動センターでの体験活動は、学校や地域で得ることのできない体験学習の機会となっている。さらに公民館での生涯学習創出講座は、気軽に参加できる学習の場として、貢献している。	図書館や公民館におけるサービスのあり方については工夫の余地がある。また、少年自然の家など老朽化した施設の改修及びバリアフリー化を早急に図ることが必要である。	図書館の利用促進、レファレンス業務の周知方法や内容については、ニーズを把握し創意工夫を行っていく。また、少年自然の家等では、ハード面の整備と同時に、地域の少年団との連携等、ソフト面の活性化を図る。
◇ 公民館等を活用した地域の拠点づくりの推進	社会教育推進員による地域活動、公民館事業による地域の力を活用した地域拠点づくりは一定の成果をあげている。	社会教育推進員活動において、子供が少なく高齢者が多いなどの地域特性により活動に差がある。地域学講座の実施においては、学習したことを地域に還元するための仕組みづくりが課題となっている。	社会教育推進員をはじめ、さまざまな地域リーダーやボランティアの育成と資質の向上を図り、公民館等を活用した地域の拠点づくりを推進する。また、地域学講座のさらなる充実に向け、他事業との統合を検討する。
◇ 人権教育等の社会的課題に対応した学習機会の充実	研修を通じ登録団体会員や高齢者大学生など地域リーダーの資質向上に寄与している。また、人権学習講座、男女共同参画セミナー、町内懇談会等の学習・交流により市民の人権意識の向上を図った。	各種講演会への参加者の固定化や高齢化が課題となっている。特に、若い年齢層の参加が少ない。また講座参加者への支援体制なども課題である。	人権文化センターや男女共同参画センターを中心に啓発活動を推進し、若い年齢層や幅広い年代の参加を促すような工夫を図る。また、連続講座にすることで地域活動を担う人材の育成を図る。
◇ 地域における身近なスポーツ環境の整備	加古川市スポーツ振興基本計画の「後期アクションプラン」に基づき効率的な事業展開を進めるとともに、各スポーツ団体とのネットワークづくりの推進も図っている。	スポーツ振興に関する市民調査の結果により目標に達していない項目において、達成に向けた取組を行う必要がある。また、市民の体力・健康づくりをより広く普及するために、特に20代～50代の市民に対して働きかけが必要である。	「後期アクションプラン」に基づく事業を効果的・効率的に推進するとともに、平成29年度第2期スポーツ基本計画策定に向け検討を重ねる。また、障がい者に対するスポーツ推進についても重点的に取り組んでいく。
◇ 文化財の保護と活用の推進	埋蔵文化財調査事業、西条古墳群史跡整備事業、文化財講座開催、文化財ニュース発行、本岡家住宅公開などを行い文化財の保護と活用について一定の成果は得られている。	住宅建設、公共事業等の開発に伴う埋蔵文化財調査及び西条古墳群史跡整備事業に追われ、その他の文化財の保護事業や活用事業が十分にできていない。	文化財行政の体制の充実が求められている。

⑮地域と大学等の連携を通じた教育環境を整備する

具体的な方針	成果	課題	今後の方向性
◇ 地域・大学等の連携による特色ある取組の支援	大学教員の講師派遣により教職員の専門的知識習得につながっている。また、大学生の自然学校指導補助員の参加や学生ボランティアの活用により特色ある取組が行えた。	学校園、地域、大学の3者が連携した取組は、限定的である。	継続した実施に加え、地域連携の一部として大学との連携も組み入れるなどの工夫が必要である。
◇ 生涯を通じて大学等で学べる教育環境の整備	全公民館で高齢者大学を実施し多くの高齢者が学習している。	高齢者が学んだ知識経験を地域に還元できるような工夫が必要である。	生涯を通じて学べる教育環境の提供と同時に、地域に還元できるような体制の充実を図る。